

ヤビツレストハウス（仮称）運営者募集事業評価基準書

本評価基準は、公募型プロポーザル方式により事業者を決定するため、参加者から提出された企画提案書等を評価する基準として定めるものである。

評価は、公募型プロポーザル実施要領第7に基づき、審査会を設置し、行うものとする。

1 審査対象者

ヤビツレストハウス（仮称）運営者候補に応募した者で、応募資格等の要件を全て満たし、かつ、無効又は失格の項目に該当しない者です。

2 評価基準

参加者から提出された書類及びヒアリングにより、実施要領第11に示す評価項目について評価を行う際の基準となるものです。

(1) 評価項目

- ア ヤビツ峠に設置する相応しさ
- イ 登山者、サイクリスト、観光客などの来訪者へのサービス
- ウ 安定した持続可能な運営
- エ その他の提案

(2) 配点内容

項目	配点（点）
特に優れている	9～10
優れている	7～8
普通	5～6
やや劣る	3～4
劣る	1～2

※ 提案内容により1点刻みで配点します。

3 各評価内容の詳細

(1) ヤビツ峠に設置する相応しさ (20点)

項目	採点基準	配点
ア	施設のコネプト	10
イ	地域一体となった観光及び産業振興の方策	10

(2) 登山者、サイクリスト、観光客などの来訪者へのサービス (30点)

項目	採点基準	配点
ア	営業日及び営業時間	10
イ	飲食業務、物品販売及びレンタル業務	10
ウ	登山ツアーや森林セラピー体験などの体験プログラム (内容及び回数)	10

(3) 安定した持続可能な運営 (30点)

項目	採点基準	配点
ア	出店及び集客実績、財務状況、業務実施体制	10
イ	収支計画	10
ウ	広告宣伝を含む集客方策	10

(4) その他の提案 (20点)

項目	採点基準	配点
ア	貸付料の提案	10
イ	衛生管理体制及び危機管理体制	10

4 運営者候補の決定に係る条件

- (1) 最も高い得点と同じ提案があった場合は、審査会委員による投票により決定します。
- (2) 各委員の項目2及び3は配点の過半数を得る必要があります。
- (3) 委員合計得点は、満点の6割以上得る必要があります。